

平成 27 年 2 月 17 日

各 位

会 社 名 G M O T E C H 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鈴 木 明 人
(コード番号：6026 東証マザーズ)
問 い 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 部 長 染 谷 康 弘
TEL. 03-5489-6370

ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月 17 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社の取締役及び監査役並びに従業員に対し、ストックオプションとして無償で新株予約権を発行すること、及び発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することについての承認を求める議案を、平成 27 年 3 月 18 日開催予定の当社第 9 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社取締役、従業員に対しては、新株予約権を付与することで、当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、当社の企業価値の向上を図ることを目的として、監査役に対しては、監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図るとともに株主を重視した経営を一層推進することを目的として、金銭の払込みを要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社取締役及び監査役並びに従業員

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権 1,170 個を上限とする。

なお、上記個数は、割当予定個数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という）は、5 株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）後、当社が、当社普通株式につき、株

式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

上記のほか、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、当該終値が割当日の終値（割当日の終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、割当日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、又は、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額を調整することが合理的に必要と認められる場合には、取締役会の決議により、当社は合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

また、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社発行済株式総数から当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、「新規発行株式数」を「処分する自己株式の数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

新株予約権の割当にかかる取締役会決議日後2年を経過した日から7年以内とする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の行使の条件及び制限

①新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員又は連結子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。

ただし、任期満了による退任、定年退職、当社が諸般の事情を考慮のうえ特例として取締役会で承認した場合はこの限りではない。

②新株予約権者は、新株予約権のうち、その一部につき行使することができる。ただし、1個未満の新株予約権については、この限りでない。

③新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

④その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者の間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(9) 新株予約権の取得事由

①割当日以降、当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、又は当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、並びに株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、当社取締役会で別途決定する日において株予約権の全部を無償で取得できる。

②新株予約権者が、新株予約権割当契約にて規定する条件により権利行使できなくなった場合、又は当社所定の書面により新株予約権の全部若しくは一部を放棄する旨を申し出た場合、もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社は当該新株予約権について無償で取得することができる。

③その他の取得事由及び取得条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者の間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(10) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を必要とする。

(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承認する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以上を総称して以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。その場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1個未満の端数は切り捨てる。

②新株予約権の目的となる株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的となる株式の数

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1個未満の端数は切り捨てる。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編の条件等を勘案のうえ、上記（5）で定められる1株あたり行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤新株予約権の行使期間

上記（6）に定める本新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか

遅い日から、(6)に定める本新株予約権を行使できる期間の満了日までとする。

⑥その他行使条件及び取得条項

上記(8)及び(9)に準じて定めるものとする。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(7)に準じて定めるものとする。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

(12) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13) 新株予約権の権利処分の禁止

新株予約権は、第三者への譲渡、質入、担保権の設定等一切の処分を行うことができない。

(14) 新株予約権証券

新株予約権者は、当社に対して、新株予約権について新株予約権証券の発行請求を行わないものとし、当社も新株予約権者に対して新株予約権証券の発行は行わないものとする。

(15) 新株予約権のその他の内容

新株予約権者のその他の内容については、新株予約権の募集を決定する取締役会において差定めるものとする。

3. 取締役及び監査役に対して発行する新株予約権に関する取締役及び監査役の報酬等の額について

当社の取締役及び監査役に対し報酬等として発行する新株予約権の数は、割当日における新株予約権1個当たりの公正価額に、割当日に在任する当社取締役及び監査役に割り当てる新株予約権の総数を乗じた額とする。新株予約権の公正価額は、割当日において適用すべき諸条件をもとに新株予約権の算定のために一般的に利用されている方式を用いて算定するものとする。

以 上